

答 申

第 1 審査会の結論

川口市長（以下「実施機関」という）が別表 1 , 2 , 1 0 , 1 1 の各文書につき、平成 1 8 年 3 月 1 0 日に行った非公開とする決定は妥当である。

第 2 不服申立て及び審査の経緯

- 1 本件の不服申立人 氏（以下「申立人」という）は、平成 1 8 年 2 月 1 7 日付で川口市情報公開条例（以下単に「条例」という）6 条 1 項に基づいて条例上の実施機関である川口市長に対し、行政書士・弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票写しの職務上請求をめぐり、別表 1 乃至 1 1 の各文書の公開を求めた。
- 2 これに対し、実施機関は平成 1 8 年 3 月 1 0 日その一部を非公開とする旨の決定をした。
- 3 これに対し、申立人は平成 1 8 年 5 月 1 1 日実施機関に対し別表 1 , 2 , 1 0 , 1 1 の各文書を非公開とした決定処分の取消しを求める不服申立て（異議申立て）を行い、処分庁は同年 5 月 1 7 日付で当審査会に諮問した。
- 4 当審査会の審査に際し、実施機関から平成 1 8 年 5 月 1 7 日付で理由説明書が提出された。申立人からはこれに対し、同年 6 月 2 日付で川口市の再弁明を求めると題する書面（意見書）が提出された。

これに対し、実施機関からは平成 1 8 年 6 月 3 0 日付で補充説明書が提出された。その後申立人からは同年 7 月 2 1 日付で再質問書（ 2 ）と題する書面（補充意見書）が提出され、これに対し実施機関からは同年 8 月 2 2 日に補充説明書（ 2 ）が提出された。そして、申立人より平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日に意見書（補充意見

書（２）が提出された。

平成１９年４月１８日に口頭審査を行い、申立人が補佐人２名を伴い意見を述べた。

当審査会は実施機関より平成１８年９月２１日、平成１９年２月７日及び平成１９年５月２３日に意見を聴取した。

第３ 審査会の判断

１ はじめに

（１）本件は、申立人である行政書士が戸籍謄本や住民票写しを日本行政書士会連合会が定め頒布する統一用紙を使用することなく、一般の申請用紙に「職務上請求」と記載したのみで交付申請したことに対し、実施機関がその交付を行わない旨の決定をするまでの間の戸籍謄本等の申請人と川口市市民課の担当者との協議記録（別表１）とその際戸籍申請人の持参した資料のコピー（同２）、川口市が交付しない旨決するまでの協議検討記録（同１０）、起案及び決裁文書（同１１）の公開を求めたものである。

（２）申立人は本審査請求手続を通じ、行政書士が統一用紙を用いることなく行うこのような申請手続の適法性を主張しているが、条例上、当審査会にはその手続の適法か否かを判断する権限はなく、実施機関が行った本件非公開処分の適否についてのみ判断することとなる。

２ 川口市との協議記録（別表１）について

（１）戸籍謄本等の交付の請求者（以下「戸籍請求者」という）である行政書士とその同行者が、平成１８年２月３日に突然川口市役所を訪れ、川口市の安行支所に郵送した戸籍謄本等の交付請求の取り扱いにつきその主張を述べていたこと、これに対し、川口市では係長２名が対応したことが認められる。

(2) 申立人は、この際担当者において戸籍請求者等との間のやり取りをした記録が作成されていたはずであると主張し、これに対し、実施機関はそのような文書は作成していない旨主張している。

ところで、当審査会の調査によれば、戸籍請求者等と川口市の両係長との話は約 1 時間程度であったが、当初より予定された会合ではなく、その間のやり取りは協議というよりは戸籍請求者等が自らの主張を述べるとの状況であったことが認められる。このような状況において、その間の協議記録が作成されなかったとしても、事務処理上問題があるとは認められず、その他特に不自然さをうかがわせるような事情もない。

よって、戸籍請求者等と川口市の担当者との話し合いの記録は作成されなかったものと認められ、これを不存在とし、非公開とした実施機関の判断に別段違法はない。

3 戸籍請求者等から受領した文書（別表 2）

平成 18 年 2 月 3 日に戸籍請求者等が川口市市民課を訪れた際に、市民課係長が、戸籍請求者等が所持していた書類を預かり、市民課の複写機でコピーしたことは認められる。

審査会の調査によれば、そのコピーは戸籍請求者等が帰った後市民課内のシュレッダーで裁断して廃棄されたことが認められた。

また、この資料のコピーは、ただ戸籍請求者等の主張を聞く際の参考として手元に置くためのものであった。そして、その内容はこれまで戸籍請求者が戸籍謄本等の交付について官公庁や自治体等に提出した書類や新聞記事等、戸籍請求者の主張を正当化するための資料であり、戸籍請求者等との話し合いに際し、その

場での参考資料として必要であったに過ぎないものであった。こうしたことから、担当者が戸籍請求者等との話し合いが終了した時点でこれを廃棄したからといって事務処理上特段の問題があるものではない。

よって、これを不存在として非公開とした実施機関の判断に別段違法はない。

4 協議等の記録について（別表10）

申立人は、川口市長が戸籍請求者の交付請求を拒否するに至った経過を示す協議記録の存在を主張し、一方、実施機関はそのような文書は作成されたことはなかったと主張している。

ところで、一部の行政書士による一般請求用紙による戸籍謄本等の請求は全国各地で行われ、これについては法務局長からの通知等も出されているところである。これらの通知も考慮したうえ、これを拒否するとの立場で事務を処理してきた川口市にとって、その処分をするに際し、協議等の記録を作成することなく拒否処分が行われたとしても、特に不当な事務処理ということはできない。

よって、これを不存在とし、非公開とした実施機関の判断に別段違法はない。

5 電子決裁文書3通の起案・決裁文書（別表11）

申立人は、電子決裁文書のほかにそのもととなった起案文書や決裁文書が存在しているはずと主張している。

ところで、川口市の文書管理規程によると、川口市においては電子計算機を利用して文書の収集、起案、決裁等の事務処理並びに文書に関する情報の総合的な管理等を行う文書管理システムを設けている。そして、起案に添付する文書がない場合、又は添付文書の全部を容易に電子文書にすることができる場合は、文書

管理システムによる起案によって行わなければならない（川口市文書管理規程 25 条 1 項 1 号）、また、決裁も原則として文書管理システムによって行うものと定められている（同規程 25 条 3 項）。

戸籍請求者による交付請求を拒否するについては、この文書管理システムによる起案と決裁が行われたことが認められ、このため紙に書かれた起案や決裁文書は存在しないものである。

よって、これを不存在とし非公開とした実施機関の判断に違法はない。

6 結論

以上のとおり、いずれの文書についてもこれを不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当であり、申立人の異議は、いずれも理由がないと判断される。

平成 19 年 6 月 25 日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員（会長） 兼子 仁

委員 馬橋 隆紀

別表

- 1 有資格者と川口市とのメモを含む協議記録
- 2 有資格者から受領又は有資格者に交付した資料・文書
- 3 埼玉県庁に提出又は県庁から受領した資料・文書
- 4 埼玉県庁との協議・架電記録（メモを含む）
- 5 法務省埼玉地方法務局に提出又は法務局から受領した資料・文書
- 6 法務省埼玉地方法務局との協議・架電記録（メモを含む）
- 7 行政書士・行政書士会との協議・架電記録（メモを含む）
- 8 川口市以外の他の自治体に提出又は自治体から受領した資料・文書
- 9 川口市以外の他の自治体との協議・架電記録（メモを含む）
- 10 川口市内部の会議・協議・検討記録（メモを含む）
- 11 公文書作成した場合の起案文書・決裁文書